

## 平成 28 年度「付加共済金の支給率」について

平成 28 年 3 月  
中小企業庁

### 1. 付加共済金について

小規模企業共済制度においては、平成 8 年 4 月に運用環境の悪化を理由として予定利率を引き下げた際に、付加共済金の制度を導入。

具体的には、「掛金納付月数に応じて固定的に定め支給する方式」から、固定額の「基本共済金（予定利率に対応）」に「付加共済金（各事業年度末の収支状況に応じて変動）」を加えた金額を支給する、いわゆる「二階建方式」に変更された。

なお、付加共済金については、制度導入以降、支給実績はない。

### 2. 支給率の算定方法について

付加共済金の支給率は、当該年度の前年度末までに、運用収入の見込額等を勘案して、経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることとなっている。

支給率を定めるにあたっては、（１）「支給率の基準となる率」を計算し、（２）当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して決定することとなる。

#### （１）「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{付加共済金原資額}}{\text{仮定共済金等の発生見込総額}}$$

(施行規則第 10 条の 2 第 1 項)

(施行規則第 10 条の 2 第 2 項)

#### ①付加共済金原資額

直近実績（資産運用においては平成 28 年 1 月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払に充てる額及び責任準備金に積み増す額を推計して、平成 28 年度末の剰余金の見込み額を算定し、付加共済金の原資とする。

② 仮定共済金等の発生見込み総額

平成28年度の仮定共済金等（※1）の額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じたものの合計。

※1 仮定共済金等：すべての共済契約者が基準月（※2）において脱退したと仮定した場合の基本共済金等の額。

※2 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍」となる月。

(2) 支給率の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、平成28年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

**3. 平成28年度の実給率について**

(1) 「支給額の基準となる率」の計算について

① 付加共済金原資額の算定

付加共済金原資となる平成28年度末の剰余金は、下記のイ～ニの額により算出される。

イ	28年度の運用収入・掛金等収入	7,010億円
ロ	28年度の共済金等の支払に充てる額	7,157億円
ハ	27年度末の責任準備金に積み増す額	▲288億円
ニ	27年度末の剰余金	261億円
	28年度末の剰余金	402億円

よって、平成28年度の実給金原資額は402億円となる。

② 仮定共済金等の発生見込総額の算定

平成28年度の実給共済金等の発生見込総額は7兆6,237億円となる。

③ 「支給額の基準となる率」の算定

以上①、②から、「支給額の基準となる率」は、次のとおり計算される。

$$\frac{\text{付加共済金原資額} \quad : \quad 402 \text{億円}}{\text{仮定共済金等の発生見込総額} \quad : \quad 7 \text{兆} 6, 237 \text{億円}} \Rightarrow 0.00527$$

(2) 28年度以降の運用収入の見込み額その他の事情について

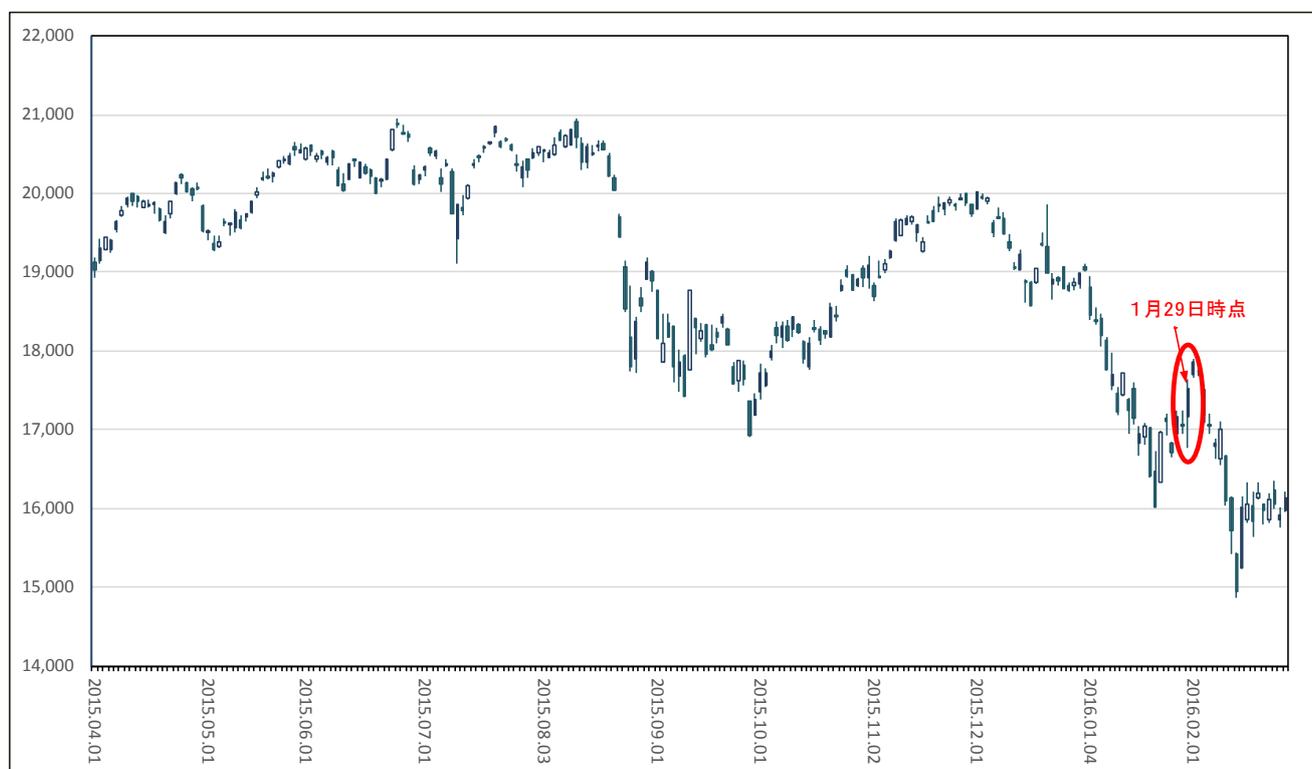
①第5回共済小委員会（平成27年12月14日）において、共済制度の信頼性を保つために付加共済金原資を1/2とし、残りの1/2を留保することとした。これを踏まえると、「支給率の基準となる率」は次のとおりとなる。

付加共済金に充てるべき額 : 201億円  
(付加共済金原資額の1/2)  
⇒ 0.00263

仮定共済金等の発生見込総額 : 7兆6,237億円

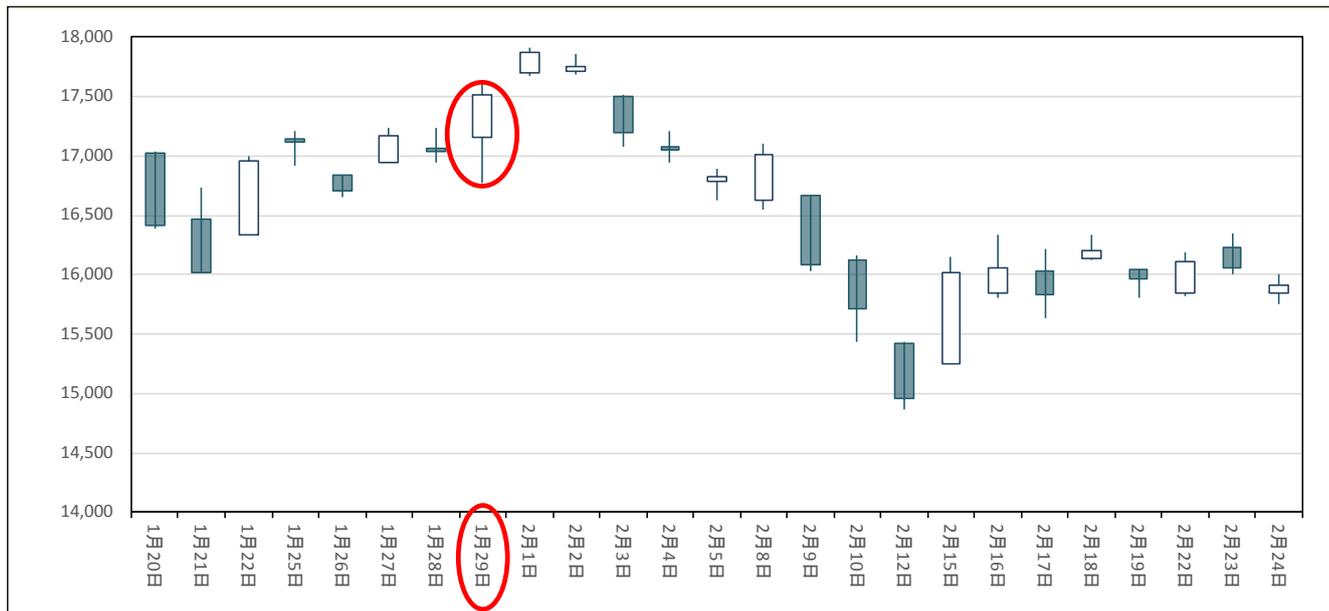
②一方で、市場環境を見ると、平成28年1月以降株価・為替が乱高下する状況にあり、また、1月29日（金）には日銀がマイナス金利導入を決定した。

<平成27年4月～平成28年2月の株価（日経平均）の推移>



「日経平均プロフィール」(日本経済新聞社)(<http://indexes.nikkei.co.jp/nkave/archives/data>)をもとに作成

<平成28年1月末前後の株価（日経平均）の推移>



「日経平均プロフィール」(日本経済新聞社) (<http://indexes.nikkei.co.jp/nkave/archives/data>)をもとに作成

③付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入の見込みを勘案する必要がある。昨今の市場の動向を鑑みると、現時点において平成28年度末までに安定的に運用収入を得られることが確実に見通せる状況にない。

こうしたことから、平成28年度の付加支給の実施については慎重になるべきと考えられる。

以上、上記(1)及び(2)を踏まえて、平成28年度の支給率は「0」とするのが適切であると考えられる。

## 【付加共済金 関連条文】

### ○小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）（抄）

（共済金）

第九条（略）

2（略）

3 前項の区分共済金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額

イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額

ロ 基準月（その掛金区分に係る掛金納付月数が三十六月又は三十六月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる各月をいう。以下同じ。）に第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額（以下「仮定共済金額」という。）に、それぞれ当該基準月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4（略）

5 第三項第二号ロ及びハの支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額（同号ロの仮定解約手当金額をいう。）の合計額として 経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合には、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）（抄）

（支給率に係る特例）

第七条 十年法共済契約、七年法共済契約、旧第一種共済契約又は旧第二種共済契約が締結されている間は、新法第九条第三項第二号ロ及びハの支給率は、同条第五項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は新法第十二条第四項第二号ロに定める金額その他経済産業省令で定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額その他経済産業省令で定める金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

## ○小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）（抄）

（支給率）

第十条の二 法第九条第五項の当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は法第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額を合算して得た利益の額とする。

一 当該年度の運用収入の見込額から次に定める金額を減じて得た金額

イ 機構が当該年度の末日に積み立てる法第九条第三項第一号及び第二号イ並びに法第十二条第三項第一号並びに第四項第一号及び第二号イに定める金額（以下「基本額」という。）に係る責任準備金（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第十八条の責任準備金をいう。以下同じ。）の見込額から当該年度の前年度の末日に積み立てる基本額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額と当該年度の基本額に係る支払の見込額から当該年度の掛金に係る収入の見込額を減じて得た金額との合計額

ロ 機構が当該年度の末日に積み立てる法第九条の三の規定に基づき分割払の方法により支給される共済金（以下「分割共済金」という。）の額に係る責任準備金の見込額から当該年度の前年度の末日に積み立てる分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額と当該年度の分割共済金に係る支払の見込額との合計額

二 当該年度の前年度までの運用収入及び掛金に係る収入の見込額から当該前年度までの共済金及び解約手当金に係る支払の見込額及び当該前年度の末日に積み立てる基本額、付加額（法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハに定める金額をいう。）及び分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額

2 法第九条第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定共済金額に当該掛金区分に係る法第九条第一項各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定解約手当金額に当該掛金区分に係る法第七条第四項各号（同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。）に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする

## ○中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所掌事務
中小企業経営支援分科会	<p>一 中小企業の経営の革新及び創業の促進、その経営基盤の強化並びに経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に関する重要事項を調査審議すること（中小企業分野等調整分科会の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、<u>小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項</u>、<u>下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十七条第三項</u>、<u>中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第三条第三項</u>、<u>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項</u>、<u>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項</u>、<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）</u>、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十条第四項</u>、<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項</u>、<u>中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）</u>、<u>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項</u>、<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項</u>の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
中小企業分野等調整分科会	<p>一 中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）<u>第九条の二の二第四項及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）</u>の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、経済産業大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議決は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

### ○中小企業政策審議会運営規程（平成二十五年七月十九日）（抄）

(答申書等)

第六条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書又は建議書を作成するものとする。

(分科会の議決)

第七条 分科会長は、会長の同意を得て、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。